

○佐賀県地域交通安全活動推進委員及び佐賀県地域交通安全活動推進委員協議会規程の制定について（通達）

平成3年2月1日

佐警本例規（交企）第2号

改正 平成7年3月佐本交企（例規）第3号、10年6月佐本交企第273号、13年8月第157号、18年3月佐本務発第272号、20年6月佐本交企発第92号、令和2年12月第196号、3年3月佐本務発第288号、5年6月佐本務発第727号

この度、道路交通法の一部改正に伴って地域交通安全活動推進委員制度が新設され、この制度の運営に関し、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）が制定されたが、この規則の細部について、別添のとおり、佐賀県地域交通安全活動推進委員及び佐賀県地域交通安全活動推進委員協議会規程（平成2年佐賀県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）が定められたので、下記の点に留意し、適正かつ効果的な運営に努められたい。

記

第1 地域交通安全活動推進委員

1 制度の趣旨

駐車問題をはじめとする地域における道路の利用の方法等の交通問題を解決するためには、行政機関による一方的な取組だけでは不十分であり、地域住民のモラルを高めるとともに、その理解と協力の下に地域ぐるみでこの問題に取り組む必要がある。

交通問題に関しては、交通安全協会をはじめとして、自治会、町内会等の各種団体やこれらの役員、交通指導員等のボランティアの協力を得て、地域ぐるみでの取組に努めているところであるが、このような活動を一層効果的なものとするため、地域におけるモラルを向上させるための運動等のリーダーとして「地域交通安全活動推進委員」（以下「推進委員」という。）の制度を設けるものである。

2 運用上の留意事項

(1) 推進委員の推薦及び委嘱（第2条）

ア 委嘱の要件

(ア) 推進委員の委嘱の要件は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29第1項に規定されているが、具体的な人選に当たっては、真に地域における交通の安全と円滑に資するための活動のリーダーとしてふさわしい者を委嘱する必要がある。

そのためには、「地域」における具体的な交通の状況について知識を有している必要があり、「交通の状況」全般について知識があっても、その「地域」における交通の状況を把握していない者は適当ではない。したがって、委嘱に係る地域に相当の期間居住し、又は勤務している者である必要がある。

(イ) 佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）第26条に定める地域交通安全活動推進委員推薦書の備考欄には、交通事故・違反歴の有無のほか、関係機関からの推薦、推進委員として適任と認められる理由及び署長推薦の順位を記載すること。

(ウ) 法第108条の29第1項第1号の「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」に関しては、関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携をとりながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

(エ) 法第108条の29第1項第2号の「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」に関しては、他の役職を数多く兼務しているため、活動が消極的になるおそれのある者はふさわしくない。また、委嘱後の活動に熱意が認められないなど実効のあがらない者については、再任の際には慎重な審査を行う必要がある。

(オ) 法第108条の29第1項第4号の「健康で活動力を有すること。」に関して問題になるのは、どれくらいの年齢までであれば、この要件を満たすと認められるかである。要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても何ら支障はないところであるが、活動力等の面から、十分に適格性を判断する必要がある。

イ 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができるが、再任する場合であっても、委嘱の手續を執るものとする。

ウ 公表

推進委員を委嘱した場合は、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を佐賀県公報又は佐賀県警察のウェブサイトにより関係住民に周知させるほか、警察署については、ミニ広報紙への掲載や市町村等の関係機関の機関誌等への掲載を働き掛けるなど関係住民への周知に努めること。

(2) 推進委員の定数（第3条）

各警察署ごとに推進委員を委嘱し、6ブロックの交通安全活動推進委員協議会（以

下「協議会」という。)を設置することとし、各地区の協議会事務局は、佐賀南、鳥栖、小城、唐津、伊万里及び武雄の各警察署の交通安全協会に置くものとする。

(3) 推進委員の活動区域 (第4条)

ア 原則

活動区域は、原則として協議会の区域内としているが、これは当協議会における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、地理的に当該地域外においても活動を行うことができるものとする。

イ 特例

協議会は、他の協議会から推進委員の応援派遣の要請を受けた場合は、応援派遣の要請を受けた推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長を経由して公安委員会の承認を受けて、期間及び活動する地域を定めて、その所属する推進委員を当該要請をした協議会に応援派遣することができるものとする。

(4) 推進委員の活動内容 (第5条、第6条)

ア 推進委員の活動内容

(ア) 交通安全教育は、地域住民の交通安全に対する意識を高揚させることの重要性に鑑み、地域住民に対する交通安全教育を推進委員の活動内容としたものである。

なお、推進委員が交通安全教育指針に従った教育を実施することができるようにするため、講習において当該指針や交通の方法に関する教則の内容を指導するとともに、同区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるように協力するものとする。

(イ) 協力を要請する事項としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消することのような消極目的の事項と、交通安全運動に取り組むことのような積極目的の事項との両方が考えられる。

(ウ) 相談に係る事項が他の協議会の管轄区域に関するものであるような場合には、推進委員は、その所属する協議会を通じて、当該他の協議会と連携を図りながら処理するものとする。

(エ) 協力援助活動の対象となる活動には、純粹に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれる。

イ 活動方法

(ア) 人数

推進委員の活動は、単独又は共同で行うものとする。

(イ) 活動時間等

推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等は、各協議会の定めるところによるものとする。

なお、推進委員は、活動区域全体について各活動を行うことができるが、より地域に根ざした推進委員の活動を促進し、推進委員の責任と自覚を促すため、必要に応じ、協議会に推進委員についてその担当地区を定めるよう指導するものとする。

(ウ) 活動の記録

推進委員は、活動を行ったときは、地域交通安全活動推進委員活動記録簿（別記様式）に記載するものとする。

(5) 推進委員の遵守事項（第7条）

ア 住民に対して行う交通安全教育は、交通安全教育指針に従って行うこと。推進委員による交通安全教育の効果的かつ適切な実施を図るためには、その内容、方法等につき準拠すべき指針を定め、推進委員が行う交通安全教育をその指針に従って行わせることが効果的であると考えられるため、このように義務付けるものである。

イ 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること。推進委員が、関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重して活動を行うべきことは、推進委員制度の設置趣旨から推進委員としての当然の心構えであり、このことを端的に活動上の注意として定めるものである。

ウ 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。推進委員は、警察官や交通巡視員とは異なり、法律上特別な権限は認められてはおらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うべきであるが、その活動の方法等いかんによっては、強制にわたるなど他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、このようなことのないように活動上の注意として明記するものである。

エ 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと。推進委員の活動が公務性を持つものであるところから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用を禁止するものである。

(6) 身分証明書の貸与（第8条）

ア 身分証明書の携帯及び提示義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、所定の身分証明書を携帯し、関係者（活動の対象となる者）から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされているので、推進委員に対し、この旨の指導を十分に行うものとする。

イ 標章

推進委員は、活動を行うに当たっては、規則別記様式第2号に定める様式の標章を用いなければならないこととされており、活動中は、所定の規格の記章（バッジ）、腕章及び帽子を着用させるものとする。

(7) 講習（第10条）

推進委員に対する委嘱時の講習は、地域交通安全活動推進委員に対する講習の実施基準に従って、委嘱後おおむね3か月以内に実施するものとする。

(8) 推進委員の指導（第11条）

ア 指導事項

指導する事項には、推進委員にその活動区域を守らせたり、遵守事項に違反する活動をしないうにさせたりする消極目的のもののほか、推進委員の活動を効果的、効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも含まれる。

イ 指導の方法

指導の方法として

- 講習及び研修において指導する。
- 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導する。
- 必要に応じて指導文書を各推進委員に配布する。
- 警察職員に随時巡回指導させる。
- 職務懈怠、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に注意等の措置を講ずる。

等が考えられる。

(9) 推進委員の解嘱等（第12条）

ア 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

（ア） 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

委嘱の要件の判断基準に基づいて判断する。

(イ) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

法第108条の29第3項、規則第5条等に規定する職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときに解嘱する。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

(ウ) 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときに解嘱する。

イ 解嘱手続

解嘱をしたときは、速やかに、当該推進委員の氏名及び活動地区並びに解嘱した日について、2(1)ウと同様の措置を執るものとする。

第2 地域交通安全活動推進委員協議会

1 趣旨

推進委員の活動は、個々の推進委員がそれぞれ独自の判断に基づいて単独で行うよりも、地域全体の交通の状況を勘案しつつ、推進委員相互の緊密な連携の下に一定の規律に従って行うことが効果的である。

また、推進委員はその活動を通して、その在り方や地域における交通の状況等に関し、問題点やその改善策等を認識する立場にあり、これを交通警察の運営に反映させることは有益であるが、個々の推進委員に個別に意見具申させるよりも、地域全体の交通の状況等を踏まえたものを提出させることが効果的である。このようなことから、推進委員相互の連絡調整を行う業務、推進委員の意見を集約して提出する業務等を行う「地域交通安全活動推進委員協議会」を設けることとし、推進委員の活動が一層効果的に行われるようにするものである。

2 法的地位

協議会は、推進委員によって組織される社団であるが、法人格を付与されていないので、いわゆる「権利能力のない社団」と考えられる。

3 役員（第13条）

(1) 人員

地区協議会ごとに、会長1人、副会長2人、幹事2～5人、事務局長1人の役員を置くものとする。

幹事の人数は、各協議会において定めることになるが、役員の数、推進委員の総数の概ね3分の1を超えないように指導すること。

(2) 任期

役員任期は1年であり、再任することができる。補欠により選任された役員については、前任者の残任期とする。

(3) 顧問等

協議会は、会長及び幹事以外に、関係行政機関の長、関係団体の長等を「顧問」、「相談役」等の名称で委嘱することができるものとする。ただし、顧問、相談役等の委嘱により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ、所轄警察署長を通じて協議させるとともに、具体的な人選に当たっては、事前に所轄警察署長の意見を聴くよう指導するものとする。

4 協議会運営の留意事項（第14条）

協議会が運営する具体的な事業の留意事項は次のとおりとする。

(1) 推進委員の活動の方針を定めること。

- 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域を定める
- 月間、年間の活動の目標を定める

(2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと。

- 推進委員の担当地区、担当事項等を定める
- 推進委員の担当地区、活動内容等に争いがある場合に、これを調整する
- 各推進委員の活動状況等について連絡する

(3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること。

- 警察機関との連絡会を開催する
- 市町村の交通担当部局等に活動予定等を連絡する
- 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する
- 共同で実施する行事について他の協議会と協議する

(4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること。

- 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する

- 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する
- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること。
 - 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成すること。
 - 広報紙（誌）を発行すること。
- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること。
 - 交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管管理すること。

5 意見の申出（第15条）

- (1) 意見の申出を受けた警察署長は、公安委員会に報告を要すると認めた事項については、意見を付して公安委員会に報告しなければならない。
- (2) 協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを当該協議会に連絡するよう努めるものとする。

6 報告又は資料の提出（第16条）及び勧告（第17条）規則第14条及び第15条の規定は、「協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、所轄警察署長が日常的な業務指導の一環として、必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

7 表彰（第18条）

推進委員の士気を高め、積極的な活動を行わせるため、特に業績のあった推進委員及び協議会については、これを表彰するものとする。

8 その他

(1) 地区交通安全協会等との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配慮するものとする。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関する事項、役員の選任及び解任に関する事項、公安委員会又は警察署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、所轄警察署長と事前協議をさせるなど、必要な指導を行うものとする。

別記様式

地域交通安全活動推進委員活動記録簿

署 長		副 署 長		次 長		課 長		係 長		会 長	
推 進 委 員	地区協議会 氏名										
活 動 種 別	1 交通安全教育活動		2 広報啓発活動		3 協力要請活動		4 相談活動		5 協力援助活動		6 実地調査活動
活 動 日 時	年 月 日() 自 時 分 至 時 分										
活 動 場 所											
活 動 内 容											
備 考											

別記様式

(令 3 佐本務発288・全改)